

第 5 期 中 間 決 算 公 告

2023年12月22日

大阪市中央区備後町二丁目2番1号
株式会社 関西みらい銀行
代表取締役社長 西山和宏

中 間 貸 借 対 照 表 (2023年 9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	2,349,862	預 金	7,371,786
有 価 証 券	849,068	譲 渡 性 預 金	288,110
貸 出 金	6,948,869	コ ー ル マ ネ ー	1,647,013
外 国 為 替	8,773	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	130,547
そ の 他 資 産	71,813	借 用 金	449,600
そ の 他 の 資 産	71,813	外 国 為 替	464
有 形 固 定 資 産	63,878	そ の 他 負 債	50,462
無 形 固 定 資 産	5,671	未 払 法 人 税 等	3,461
前 払 年 金 費 用	22,829	リ ー ス 債 務	427
繰 延 税 金 資 産	16,044	資 産 除 去 債 務	698
支 払 承 諾 見 返	27,715	そ の 他 の 負 債	45,875
貸 倒 引 当 金	△ 33,776	賞 与 引 当 金	2,613
		退 職 給 付 引 当 金	7,005
		そ の 他 の 引 当 金	2,993
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	209
		支 払 承 諾	27,715
		負 債 の 部 合 計	9,978,522
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	38,971
		資 本 剰 余 金	170,998
		資 本 準 備 金	38,971
		そ の 他 資 本 剰 余 金	132,026
		利 益 剰 余 金	147,274
		そ の 他 利 益 剰 余 金	147,274
		繰 越 利 益 剰 余 金	147,274
		株 主 資 本 合 計	357,244
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 5,663
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	172
		土 地 再 評 価 差 額 金	476
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 5,014
		純 資 産 の 部 合 計	352,229
資 産 の 部 合 計	10,330,752	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	10,330,752

中間損益計算書 { 2023年4月1日から
2023年9月30日まで }

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		57,676
資 金 運 用 収 益	41,118	
(うち貸出金利息)	(35,065)	
(うち有価証券利息配当金)	(5,173)	
信 託 報 酬	8	
役 務 取 引 等 収 益	13,903	
そ の 他 業 務 収 益	996	
そ の 他 経 常 収 益	1,648	
経 常 費 用		45,910
資 金 調 達 費 用	1,619	
(うち預金利息)	(793)	
役 務 取 引 等 費 用	7,463	
そ の 他 業 務 費 用	346	
営 業 経 費	32,956	
そ の 他 経 常 費 用	3,523	
経 常 利 益		11,765
特 別 利 益		1,508
特 別 損 失		411
税 引 前 中 間 純 利 益		12,862
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,151	
法 人 税 等 調 整 額	△ 1,132	
法 人 税 等 合 計		2,018
中 間 純 利 益		10,844

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分して計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～50年
その他	5年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

また、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんについては、20年間の定額法により償却を行っております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の破綻懸念先に対する債権、及び貸出条件や履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題のある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下「要注意先」という。）で、当該債務者に対する債権の全部または一部が要管理債権である債務者（以下「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間、要管理先以外の要注意先及び業績が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額の算定基礎となる予想損失率は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めたのち、これに将来予測等必要な修正として、当該損失率に比して景気循環等を加味したより長期の過去一定期間における平均値に基づく損失率が高い場合にはその差分を加味して算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は36,568百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から損益処理
----------	--

(4) その他の引当金

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりであります。

預金払戻損失引当金 1,537百万円

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。

信用保証協会負担金引当金 970百万円

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり、計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 収益の計上方法

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

同基準が適用される顧客との契約から生じる収益は、「信託報酬」や「役務取引等収益」に含まれております。

「信託報酬」は顧客から受託した信託財産を管理・運用することによる収益で、主にこれらのサービスが提供される期間にわたって収益を認識しております。

「役務取引等収益」は、預金・貸出業務や為替業務などによるサービス提供からの収益が主要なものであります。

預金・貸出業務に係る役務収益は、口座振替業務、インターネットバンキングサービスからの収益やシンジケートローン、コミットメントラインからの収益が含まれております。口座振替業務、インターネットバンキングサービスからの収益は、主としてこれらのサービスが提供された時点で、シンジケートローン、コミットメントラインからの収益はこれらのサービスが提供された時点又はこれらのサービスが提供される期間にわたって収益を認識しております。

為替業務に係る役務収益は、主として国内外にわたる送金手数料による収益で、主としてこれらのサービスが提供された時点で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。個別ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一であるため、これをもって有効性の判定に代えております。なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(追加情報)

単体納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は当中間期より、株式会社りそなホールディングスを通算親会社とするグループ通算制度へ移行しております。なお、前事業年度から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 24,221百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	9,342百万円
危険債権額	84,662百万円
三月以上延滞債権額	778百万円
貸出条件緩和債権額	32,281百万円
合計額	127,064百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,658百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 661,283百万円

担保資産に対応する債務

預金 4,848百万円

債券貸借取引受入担保金 130,547百万円

借入金 449,600百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金1,800百万円、有価証券1,785百万円、その他の資産27,542百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、金融商品等差入担保金4,684百万円、敷金保証金1,758百万円、先物取引差入証拠金706百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、639,129百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が566,268百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 408百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 40,237百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は51,564百万円であります。

9. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は8.83%であります。

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、株式等売却益 1,099 百万円、償却債権取立益 243 百万円を含んでおります。
2. その他経常費用には、貸出金償却 1,793 百万円、株式先物関係費用 1,018 百万円及び貸倒引当金繰入額 133 百万円及び経営統合関係費用 112 百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (2023 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	2,939	3,219	279
	社債	1,831	1,833	2
	小計	4,771	5,053	282
時価が中間貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	236,139	208,448	△27,691
	地方債	3,419	3,304	△115
	社債	49,479	46,087	△3,391
	小計	289,039	257,840	△31,198
合計		293,810	262,893	△30,916

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2023 年 9 月 30 日現在)

市場価格のあるものはありません。

(注) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	24,221

3. その他有価証券 (2023 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	7,498	3,131	4,367
	債券	47,224	47,056	168
	地方債	831	830	0
	社債	46,393	46,225	168
	その他	41,655	39,273	2,382
	小計	96,378	89,460	6,917
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	173	196	△22
	債券	327,180	335,956	△8,775
	国債	73,846	77,212	△3,366
	地方債	109,396	110,115	△719
	社債	143,938	148,628	△4,689
	その他	103,079	109,547	△6,468
小計	430,434	445,699	△15,265	
合計		526,812	535,160	△8,347

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	2,599
組合出資金	1,625

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日) 第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、19百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金及び貸出金償却	20,746	百万円
退職給付引当金	6,234	
有価証券償却	3,544	
その他有価証券評価差額金	2,684	
その他	10,092	
繰延税金資産小計	43,303	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△17,524	
評価性引当額小計	△17,524	
繰延税金資産合計	25,778	
繰延税金負債		
前払年金費用	△6,978	
退職給付信託設定益	△1,535	
その他	△1,220	
繰延税金負債合計	△9,734	
繰延税金資産の純額	16,044	百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は当中間期より、株式会社りそなホールディングスを通算親会社とするグループ通算制度へ移行しております。なお、前事業年度から、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産	3,855円41銭
1株当たり中間純利益	118円70銭